

宜を供与するなど直接的若しくは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与していると認められるとき。

(5) 役員等が暴力団、暴力団員等又は暴力団員の配偶者と社会的に非難されるべき関係を有していると認められるとき。

2 前項の規定によりこの契約が解除された場合に当事者に生じた損害については、甲がその責めを負うものとする。

(市長への報告等)

第10条 甲は、契約の履行に当たって、暴力団員等による不当な行為を受けたときは、市長に報告するとともに、所轄の警察署長への通報その他の暴力団の排除のために必要な協力を行わなければならない。

(定めのない事項等の処理)

第11条 この契約に定めのない事項又は疑義を生じた事項については、法令（静岡市の条例、規則等を含む。）の定めるところによるもののほか、甲、乙協議の上処理するものとする。

この契約の締結を証するため、本書2通を作成し、甲、乙両者記名押印の上各自1通を保有する。

令和 年 月 日

住所
贈与 人 甲
氏名

住所 静岡市葵区追手町5番1号
受贈 人 乙
氏名 静岡市長

土地の表示

土地の所在	地番	地目	地積 (㎡)		備考
			静岡市役所	建設局 土木部	土木管理課

記入例

土地贈与契約書

土地の贈与に関し、贈与人静岡葵（以下「甲」という。）と受贈人静岡市（以下「乙」という。）との間に、次のとおり契約を締結する。

（信義誠実の義務）

第1条 甲及び乙は、信義に従い、この契約を誠実に履行するものとする。

（贈与物件の表示）

第2条 甲は、その所有に係る末尾記載の土地（以下「贈与物件」という。）を現状有姿のまま乙に贈与するものとする。

（障害の除去）

第3条 甲は、贈与物件に係る地上権、抵当権、賃借権、その他所有権の完全な行使を妨げる一切の障害を所有権移転登記手続の開始前までに除去しなければならない。

（所有権移転及び引渡し）

第4条 贈与物件の所有権は、この契約の締結と同時に乙に移転するものとする。

2 贈与物件は、前項の規定により所有権が移転したときに、乙に対し引渡しがあったものとする。

（登記）

第5条 甲は、前条第1項の規定により贈与物件の所有権が移転した後、乙の請求により所有権移転登記に必要な書類を乙に交付し、乙は、速やかに所有権移転登記をするものとする。

2 前項の所有権移転登記に必要な費用は、乙の負担とする。

（用途の指定）

第6条 乙は、贈与物件を道路用地に供するものとする。

（公租公課の負担）

第7条 贈与物件に係る公租公課その他一切の賦課金は、引渡し日の前日までの原因によるものは、甲が負担するものとする。

（紛争の解決）

第8条 甲は、贈与物件の引渡しについて第三者から異議の申立て等があったときは、引渡しの前日までに責任をもって解決するものとし、乙に損害を与えたときは、その責めを負うものとする。

（契約の解除）

第9条 乙は、甲が次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、この契約を解除することができるものとする。

（1）役員等（静岡市の事務事業の契約相手方が個人である場合にはその者を、法人である場合にはその役員又はその支店若しくは常時契約を締結する事務所の代表者をいう。以下同じ。）が暴力団員等（静岡市暴力団排除条例（平成25年静岡市条例第11号）第2条第3号に規定する暴力団員等をいう。以下同じ。）又は暴力団員（同条第2号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）の配偶者（暴力団員と生計を一にする配偶者で、婚姻の届出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。以下同じ。）であると認められるとき。

（2）暴力団（静岡市暴力団排除条例第2条第1号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）、暴力団員等又は暴力団員の配偶者が経営に実質的に関与していると認められるとき。

（3）役員等が自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団、暴力団員等又は暴力団員の配偶者を利用するなどしたと認められるとき。

（4）役員等が、暴力団、暴力団員等又は暴力団員の配偶者に対して資金等を供給し、又は便

記入例

宜を供与するなど直接的若しくは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与していると認められるとき。

(5) 役員等が暴力団、暴力団員等又は暴力団員の配偶者と社会的に非難されるべき関係を有していると認められるとき。

2 前項の規定によりこの契約が解除された場合に当事者に生じた損害については、甲がその責めを負うものとする。

(市長への報告等)

第10条 甲は、契約の履行に当たって、暴力団員等による不当な行為を受けたときは、市長に報告するとともに、所轄の警察署長への通報その他の暴力団の排除のために必要な協力を行わなければならない。

(定めのない事項等の処理)

第11条 この契約に定めのない事項又は疑義を生じた事項については、法令（静岡市の条例、規則等を含む。）の定めるところによるもののほか、甲、乙協議の上処理するものとする。

この契約の締結を証するため、本書2通を作成し、甲、乙両者記名押印の上各自1通を保有する。

令和 年 月 日

住所 静岡市葵区〇〇一丁目〇番〇号
贈与 人 甲 氏名 静岡 葵 印
住所 静岡市葵区追手町5番1号
受贈 人 乙 氏名 静岡市長 〇〇 〇〇

印鑑登録証明書と
同一の印

土地の表示

土地の所在	地番	地目	地積 (㎡)		備考
静岡市葵区〇〇一丁目	〇番〇	公衆用道路	20		
			静岡市役所	建設局	土木部 土木管理課